

あきる野市役所本庁舎内ＡＴＭコーナー空きスペースの
利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和８年９月

あきる野市

1 目的

本調査は、本市本庁舎1階のA T M撤退に伴い生じた空きスペース（約6平方メートル×2区画）の有効活用に向け、民間事業者との対話（サウンディング）を通じて、市場性や活用の可能性を把握することを目的とします。金融機関の店舗網再編に伴うA T M撤退が全国的な課題となる中、本市では当該スペースを、来庁者の多様なニーズに対応する新たなサービス提供の場として活用することを目指しています。

つきましては、多数の市民が来庁する本庁舎1階の特性を活かし、市民サービスの充実に寄与する事業ノウハウやアイデアを幅広く募集します。

2 対象物件の概要

あきる野市役所本庁舎内A T Mコーナー空きスペース

所在地	東京都あきる野市二宮350番地 あきる野市役所本庁舎1階
対象面積	縦3,160ミリメートル×横1,835ミリメートル 5.799平方メートル（1区画）×2箇所
電源設備	各区画に200V・20A・1回路あり （電圧変更等については応相談）
空調設備	なし（事業者による設置については応相談）
通信設備	なし（事業者による敷設については応相談）
現況	別紙参照
周辺環境	市民課の窓口の並び。現行稼働中のA T Mが隣に1台あり。
来庁者数	約400人/1日（市民課のみの集計） その他に常勤職員数（会計年度任用職員含む）約550人

3 調査の参加要件

- （1） 利活用に関する事業提案を有する個人事業主又は法人化を予定する任意団体、法人又は法人で構成するグループであること。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。また、あきる野市競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （4） 国税、都道府県税および区市町村税に滞納がないこと。
- （5） 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。

4 実施スケジュール

手続き項目	実施時期（予定）
実施要領の公表（市報・ホームページ）	令和8年 9月 1日（火）
現地見学の実施	令和8年 9月 1日（火）から 令和8年10月23日（金）まで （希望者に応じて、個別に対応）
対話（サウンディング）の実施	令和8年 9月 1日（火）から 令和8年10月30日（金）まで （希望者に応じて、個別に対応）
実施結果概要の公表	令和8年11月中旬から下旬ごろ

（参考）調査結果に基づいた事業者公募の開始：令和9年3月以降予定

5 対話（サウンディング）のテーマ

単なる空きスペースの賃貸にとどまらず、庁舎1階フロアの付加価値を高めるための以下の項目について、自由な提案・意見を求めます。

- （１） 導入機能・活用コンセプトに関する事項
 - 空きスペースの具体的な活用アイデア
 - 来庁者の多様なニーズに対応する活用アイデア
- （２） 事業スキーム・市場性に関する事項
 - 事業の実現可能性と継続性を確保するための条件
（採算性を踏まえた契約期間の希望、適切な賃料水準、投資回収の見通し等）
 - 官民の役割分担と費用負担
（内装工事、原状回復、通信環境整備等における市への要望や区分）
- （３） 管理運営・周辺環境への配慮に関する事項
 - 庁舎の特性を踏まえた運営体制
（開庁時間外の利用ニーズの有無、維持管理・清掃のオペレーション案）
 - 周辺業務・来庁者への影響抑制
（窓口業務を阻害しないための音・臭気・混雑対策、安全確保の考え方）
- （４） 地域貢献・行政連携に関する事項
 - 本市との連携の可能性
（災害時の協力体制、地場産品の活用、市政情報の発信協力等）
- （５） その他
 - 参加者側からの要望等

6 参加申込および実施方法

本調査は、以下の手順で実施します。なお、「(1) 現地見学の実施」は任意であり、対話（サウンディング）への参加条件ではありません。

(1) 現地見学の実施【任意】

現場の状況確認（寸法計測、設備確認等）を希望される方を対象に、個別に現地見学を実施します。

実施期間	令和8年9月1日（火）から令和8年10月23日（金）まで （土・日・祝日は除く） 各日、午前9時から午後5時までの間 （正午から午後1時までの時間を除く）
申込方法	電話又はメールにて、ご連絡ください。日程調整の上、実施します。（必ず事前にお申し込みください）
電話	042-558-1329（直通）
メール	020101@akiruno-info.tokyo.jp ※メール送信後、本市からの連絡がない場合、迷惑メールとしてブロックされたことも考えられますので、お手数ですが、電話にてご連絡ください。

(2) 対話（サウンディング）への参加申込

対話（サウンディング）への参加を希望される方は、必ず以下の期限までに申込を行ってください。

申込期限	令和8年10月23日（金）午後5時まで ※日程調整の都合上、期限に関わらず、お早めにお申し込みください。
申込方法	LoGoフォームより必要事項を入力の上、送信してください。 URL：【 https://logoform.jp/f/qqcPF 】 
日程確定	申込完了後、担当より実施日時をメール、又は電話にて通知します。

(3) 対話（サウンディング）の実施

上記（2）で申し込んだ事業者を対象に、個別対話を実施します。

実施期間	令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで （土・日・祝日は除く） 各日、午前9時から午後5時までの間 （正午から午後1時までの時間を除く）
実施場所	本庁舎内会議室又はオンライン（Z o o m等）
実施時間	1事業者あたり30分から1時間程度

7 留意事項

- (1) 参加に係る費用は、全て調査参加者の負担とします。
- (2) 必要に応じて、電話・メール等で質問を行うことがあります。
- (3) 提出資料等は不要ですが、説明のために必要な場合には、事前に本市メールアドレス宛にデータで送付いただくか、紙資料を2部ご持参ください。
- (4) 提出された資料等は、返却しません。
- (5) 提出された資料等は、あきる野市情報公開条例に基づき、情報公開請求の対象になります。
- (6) 対話（サウンディング）の結果は、知的財産の保護に配慮し、事業者名および独自のノウハウに係る部分は非公開とした上で、概要を市ホームページで公表します。公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。
- (7) その他
 - ア サウンディング型市場調査への参加実績は、今後、公募等を行うことになった際に、優位性を持つものではありません。
 - イ この調査での提案については、実施を約束するものではありません。
 - ウ 対話（サウンディング）における双方の発言は、あくまでもヒアリング時点での想定とし、何ら約束するものではありません。

8 問合せ

あきる野市総務部総務課庶務係（担当：津島・山崎）

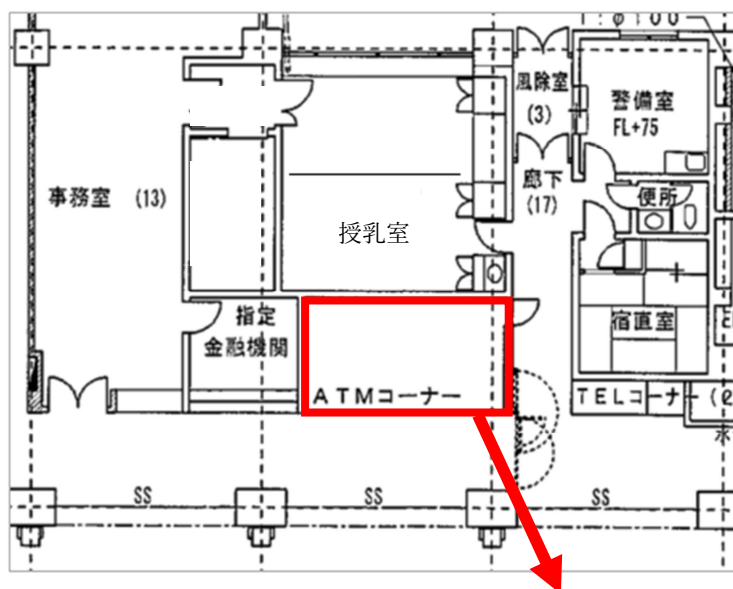
住 所：〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

電 話：042-558-1329（直通）

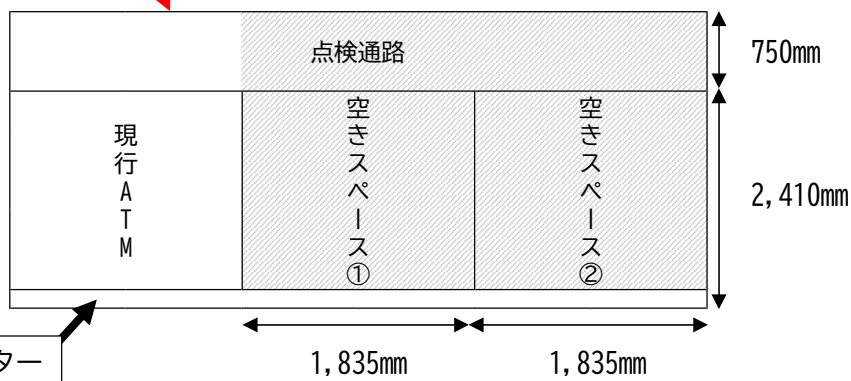
メールアドレス：020101@akiruno-info.tokyo.jp



ATM空きスペース現況写真



スペース間に仕切り壁あり
前面に電動シャッターあり
(活用方法に応じて改修等は検討を行う)



電動シャッター